

Q すくも 市議会だより

第104号

■編集 議会だより編集委員会 ■発行 宿毛市議会

開会日に市長から提出された議案は、「令和二年度一般会計補正予算」など予算議案八件、「宿毛市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例」など条例議案五件、「指定管理者の指定」などその他の議案九件の合計二十二議案で審議の結果、議案第一号「令和二年度宿毛市一般会計補正予算」を修正可決、その他の議案はいずれも原案どおり可決されました。また、第三回定例会で予算決算常任委員会に付託し、継続審査となっていた令和元年度各決算認定議案については、改善すべき事項について意見を付したうえで、いざれも認定されました。

市政に対する一般質問は、十四日、十五日に行われ、六人の議員が質問に立ちました。また、十六日には議案に対する質疑が行われました。

市政に対する一般質問は、十四日、十五日に行われ、六人の議員が質問に立ちました。また、十六日には議案に対する質疑が行われました。

■定例会の概要

第四回定例会は、令和二年十一月八日に開会し、六日間の会期で十二月二十二日に閉会しました。

皆さんから提出された陳情は「妊娠婦医療費助成制度創設を求める陳情」が審議され、不採択となりました。

議会最終日には新型コロナウイルス対策の一般会計補正予算議案が追加提案され、原案どおり可決されました。

議案の主な内容は、
次のとおりです。

◎一般会計（議案第一号・議案第二十三号）

補正予算

第四回（十一月）定例会日程

12月8日（火）

本会議

開会、決算議案表決、
議案上程、提案理由
の説明

議案等精査
議案等精査
議案等精査

一般質問
一般質問
議案質疑
議案質疑
議案質疑

委員会審査
委員会審査
委員会審査

23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
（水）	（火）	（木）	（金）	（土）	（日）	（月）	（火）	（水）	（木）	（金）	（土）	（日）	（月）	（火）
休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休
本会議	本会議	本会議	本会議	本会議	本会議	本会議	本会議	本会議	本会議	本会議	本会議	本会議	本会議	本会議
討論、 委員会審査 委員長報告、 閉会、質疑、														

なお、修正された予算の内容は、「すくもサニーサイドパーク再生事業実施設計作成委託料」九百十四万一千円の

減額です。本件については、寺田公一委員より、老朽化などにより宿毛市の観光施設の顔として整備するなら、商業施設をそのままとする改修計画ではなく、施設全体の統一感を考え、しっかりとしたコンセプトで再設計すべきなどとの理由で本予算を減額修正すべしとの提案がなされ、委員会並びに本会議において全会一致で可決されました。



(歳出の主なもの)

- 新庁舎議場システム整備工事費
- ⋮六千九百七十八万四千円

- 聖火リレー関連経費
- ⋮一千二百八十八万七千円

- 山手幹線バイパス排水路整備事業
- ⋮四百万円

- 宿毛市コロナ対策事業者支援給付金
- ⋮六千万円

- 健康サロン施設設置事業
- ⋮一百五万円

- 移動販売車購入費補助金
- ⋮三百五十万円

- 荒瀬山公園トイレ改修工事
- ⋮百二十七万一千円

条 例

◎議案第十号「宿毛市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」

「地方税法施行令の一部を改正する政令」が公布され、令和三年一月一日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正するものです。

そ の 他

について、ギガスクール構想に対応するための施設整備を行う必要が生じたので、特定事業契約の変更契約を締結することについて、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」第十二条の規定により、議会の議決を求めるものです。

◎議案第十一号・議案第二十二号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」

議案第二十一号は、沖の島辺地の総合整備計画について、同辺地の職員住宅の改修や診療所の医療機器の購入等を行うにあたり、議案第二十二号は、西部辺地の総合整備計画について、辺地内を走る市道の路面補修を追加するにあたり、辺地対策事業債の申請のため、本計画を変更する必要が生じたので、議会の議決を求めるものです。

◎議案第十八号「特定事業契約の変更について」

「宿毛学校PFI株式会社」と契約締結した「宿毛市における小中学校整備事業」

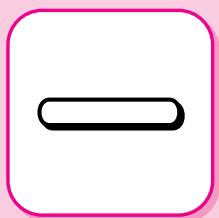


▼提出された議案▲

議案番号	件名	議決結果
第一号	令和二年度宿毛市一般会計補正予算について	修正可決
第二号	令和二年度各特別会計（国民健康保険事業、へき地診療事業、定期船事業、学校給食事業、下水道事業、介護保険事業、後期高齢者医療）	原案可決
～	補正予算について	
第8号	宿毛市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
第9号	宿毛市立中学校設置条例の一部を改正する条例について	原案可決
第10号	宿毛市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	原案可決
第11号	宿毛市税外収入の督促手数料、延滞金及び滞納処分に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
第12号	宿毛市立小学校設置条例の一部を改正する条例について	原案可決
第13号	宿毛市立中学校設置条例の一部を改正する条例について	原案可決
第14号	宿毛市立中学校設置条例の一部を改正する条例について	原案可決
第15号	宿毛市立中学校設置条例の一部を改正する条例について	原案可決
第16号	宿毛市立中学校設置条例の一部を改正する条例について	原案可決
第17号	宿毛市立中学校設置条例の一部を改正する条例について	原案可決
第18号	特定事業契約の変更について	原案可決
第19号	あらたに生じた土地の確認について	原案可決
第20号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	原案可決
第21号	令和二年度宿毛市一般会計補正予算について	原案可決
第22号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	原案可決
第23号	原案可決	

促進のための中小企業に関する法律等の一部を改正する法律」が施行されたことに伴い、本条例の一部を改正するものです。

「中小企業の事業継承における経営の承継の円滑化に関する法律」が施行されたことに伴い、本条例の一部を



【質問順位による】

一 般 質 問

十五日の一日間に六人の議員から市政全般について質問がありました。

主な内容は、次のとおりです。



今城 隆 議員

鵜来島の振興について

問 鵜来島の介護サービス、医療の課題を聞く。

答 自立生活に必要な住宅改修、福祉用具購入や貸与などが利用できる。訪問介護は事業所と協議をする中で対応していく。医療については救急搬送の課題があつたが、今年度より消防隊員が渡船で現場へ向かい救急活動ができる体制整備を行つた。また幡多けんみん病院、県歯科医師会の巡回診療や幡多福祉保健所の

保健活動の継続を県に要望するとともに、市の保健師の活動も継続していく。市の保健師による健診相談も電話で受付けているので、気軽に相談いただきたい。スマートフォンやタブレットを活用した対面相談も検討したい。

問 鵜来島のマンパワー不足への対応を聞く。

答 平成三十一年度まで地域おこし協力隊を配置してきたが、地区と協議し配置を見送った経緯がある。必要になれば地区と協議し検討していく。

問 地区が管理する個人所有の土地、複数名共有の土地において、地区が管理人等となり納税してきたが、離島者の増加で納税管理ができない状況にある。どうすればよいか。

答 インターネットは市が整備した無線回線が設置されている。フリーWi-Fiの設置

答 地区としてその土地が必要かどうかを判断し、必要な土地であれば認可地縁団体として登記変更を行い、地目の変更等、税金が下がる可能性を検討することで負担軽減ができる。税務課窓口に相談に来ていただきたい。

問 段々畠を再生し島の活性化につなげたいとの話を聞いた。イノシシ駆除や集落の収益活動の取り組みが計画された場合の市の支援体制を聞く。

答 イノシシ対策の電気牧柵器一機あたりの補助上限を三万五千円として購入費半分の補助、狩猟免許取得費の一部の補助制度がある。集落活動センターや住民グループなどで収益活動を行う場合、計画の段階で担当課に相談いただきたい。

問 若者が島で暮らすために、住宅やインターネット環境はどうなっているか。

答 インターネットは市が整備した無線回線が設置されて

は来島者のニーズなどを踏まえて検討したい。移住者等の住宅は空き家活用を考えている。

問 教育文化振興の場としての鵜来島の価値について聞く。

答 市内の児童・生徒が、島の自然や歴史、人々の生活等について学習することは大変有意義と考える。鵜来島の戦争遺跡の文化財化は、県が進めている朝倉の旧陸軍歩兵第四十四連隊跡地の保存活用の動向を参考にしたい。戦争証言の記録等も少しづつ進めており、平和教育に活用できるよう整理したい。



請、または保有している方々に配布している宿毛市地域振興券について問う。



三木 健正 議員

れている。

マイナンバーカード普及促進事業について

マイナンバーカード普及促進事業について

答 地域振興券が換金された枚数は、十二月八日現在で三万三千六百十二枚となつており、金額に換算すると、一千六百八十万六千円となる。また、地域振興券の取扱い店舗数は、二百七十四店舗あり、小売業、飲食業の店舗で多く利用されている。

問 マイナンバーカード普及促進事業について宿毛市の申請数・申請率を問う。

答 令和二年十一月末の宿毛市の申請数は九千四百三十六件、申請率は高知県下平均二・九%と、県内で最も高くなつてゐる。

問 申請者の年齢層や性別などの内訳を問う。

答 年齢別、性別の統計を取つていないので、明確な数値をお示しすることは難しいが、カード作成状況から推察すると、小さな子供さんから御高齢の方まで、幅広い年齢層の方に申請いただいている。

問 マイナンバーカードを申

ではなく、手書き量の削減を図るものである。

書かない窓口整備事業について

書かない窓口整備事業について

問 書かない窓口整備事業について問う。

答 現段階では、転出転入届等の住民異動に伴う申請書や、市民課、税務課における各種証明書交付の申請書について、手続数が多い申請書から対応することを考えている。全ての内容が手書き不要になるわけではないが、申請時の負担を少しでも軽減できるものと考えている。

問 令和三年三月から開始予定のマイナンバーカードの健康保険証利用について問う。

答 被保険者の皆様や、医療機関等での医療環境が整えば、マイナンバーカードの保険証利用が可能になる。このことにより、保険証が切り替わった際に、保険者への手続が完了次第、新しい保険証の発行を待たずに医療機関の受診が可能になつたり、保険者への手続きなしで、限度額以上の一時的な支払いが不要になる。

また、本人が同意すれば初めての医療機関でも、今までに使つた薬剤等の情報を、医師と共にができる予定となるなど、多くのメリットが期待さ

答 導入するシステムは、新庁舎においても継続的に利用が可能か、また、このシステムは各課での連動といった拡張利用が可能なのか問う。

答 本格的な復旧工事は、平成三十一年一月下旬より順次発注を進め、十二月十日現在、公共土木施設は百四十五件のうち百十五件が完成。十一件が施工中。農地農業用施設は、三十七件のうち三十六件が完成。一件が施工中。林業施設は三件とも完成。未発注件数は公共土木施設の十九件、約三億六千万円。なお、施工中を含めた進捗率は、件数ベースで約九十%である。

問 入札の不調について問う。

答 公共土木施設は令和二年四月から現在までに完成したものが十六件、施工中が十一件、未発注が十九件。施工中十一件のうち八件は、年度内の完成を見込んでいる。災害発生から三年で復旧工事が完成しない場合、次年度への繰越しが可能となつていて。残りの施工中三件と未発注十九件の合計二十二件は、令和三年度への繰越申請を行いたい。なお、農地農業用施設は、施工中の一件を今年度中の完成



岡崎 利久 議員

平成三十年七月豪雨災害について

平成三十年七月豪雨災害について

ではなく、手書き量の削減を図るものである。

災害関連工事の発注量の増加に伴い、入札の不調が後を絶たない状況が続いている。平成三十一年一月から令和二年十一月までの土木発注工事の入札不調率は、四十八・三%、業者の入札辞退率は八十一・七%と依然として高い状況が続いている。今後とも業者の問題点もしっかりと把握する中で、改正の取組を進めてまいりたい。

問 現在の工事の進捗状況について問う。

問 現在の工事の進捗状況について問う。

問 令和二年度中に全ての工事が完成するのか問う。

答 公共土木施設は令和二年四月から現在までに完成したものが十六件、施工中が十一件、未発注が十九件。施工中

を目標に取り組んでいる。

高台造成工事について

問 現在の高台造成工事の進捗率について問う。

答 十月末時点の進捗率は九十六%である。



堀 景 議員

問 工期延長に伴い庁舎、保育園の建築について影響はないのか問う。

答 工期は、一月二十二日まで延長するが、庁舎、保育園の建築スケジュールに影響はない。

水上飛行機について

問 水上飛行機誘致計画の概要について問う。

答 水陸両用機活用可能性調査事業の委託先である(株)せとうちシープレンズは広島県尾道市に本社を置き平成二十八年より水陸両用機による商業運航をスタートさせ現在三機を保有して尾道市を拠点に島根県松江市や小豆島で遊覧飛行やチャータービー便などの運航を行っている。平成二十九年八月に宿毛湾港の現地視察を国土交通省四国運輸局の方々と行って協議した。本年の宿毛湾港の防潮堤完成を待ち活用可能性調査事業の実施、デモフライト終了後に具体的な協議となる。

市民からも大変期待を寄せていただいてるので実現に向け協議を進めていく。

ファミリーサポート事業について

問 ファミリーサポート事業は子育ての援助を行う有償のボランティアで運営する事業

であり地域において助け合うのが理想だと思うが、市として支援などの協力体制はどうなっているのか問う。

答 ファミリーサポートセンター事業は、国、県の交付金対象事業となっている。市としては、開設意向のある団体から相談があれば聞き取りをして企画提案書を作成して事業が必要という判断になれば事業者に、提供会員及び依頼会員の募集や登録、研修の実施や広報など、その都度必要な助言や指導、国や県への補助金申請等の支援や協力をしていく。

避難道路としても活用が大変期待される路線になる。引き続き早期事業着手に向け検討を進めたい。

オリンピック聖火展示及び聖火リレーについて

問 オリンピック聖火展示及び聖火リレーについて、現在も主催者と関係者で実施に向けた調整がなされていると思うが公表できる範囲で概要を問う。

答 本市における聖火リレーは、令和三年の四月十九日に実施される予定。聖火ランナーの変更はなくリレールートは予定されていた林邸前の広小路をスタートし本町、幸町、新田、高砂を通り海風公園がゴールとなる。ゴール地点ではセレブレーションイベントを実施、聖火の展示について

高砂区市道桜町藻津線から与市明川を横断する道路整備について

問 高砂区市道桜町藻津線から与市明川を横断する道路整備については新庁舎へのアクセス道路として防災上からも非常に重要であると考えるが、現在の計画を問う。

答 道路整備は高砂方面から新庁舎へ直接アクセスが可能となる道路として津波からの

は令和三年二月二十六日から三月二日の五日間実施予定。今後、関係機関と連携を図りながら大会を盛り上げたい。

バーカードの普及促進を図ることと共に地域経済の活性化を図っていく。

問 現時点でのカードの申請者数と市民全体に占める比率について問う。



山戸 寛 議員

宿毛市マイナンバー カード普及促進事業 について

問 この事業の目的について
問う。

答 地域振興券一万円分を配布することによってマイナンバーカードを購入する。

マイナンバー制度そ のものについて

問 マイナンバー制度について
マインバーカードを交付する原
因として三つの要素が挙げら
れる。その第一はマイナンバ

例も増えて来るかと考える事
例も増えて来るかと考
える。

答 本人を確認せずマイナン
バーカードを交付することは
現在の事務処理要綱において
認められていない。国の動向
の変更があれば対応できる事
例も増えて来るかと考
える。

問 マイナンバーカードの申
請には最低一回、本人確認の
ための出頭が必要であるが、
市役所まで出頭できない方々
への対応について問う。

答 十二月十一日発送分で九
千百六十通、四十六・〇%と
九月と比較し三・四倍の申請
を受けている。

一によって個人情報の全てが
一か所に集積され、一元的に
管理監視され、アクセスされ
ることになるのではないかと
いう点である。その点について
て問う。

答 個人情報の取扱いについ
ては、それぞれの機関が保有
している情報を特定の機関に
集約する一元管理の方法はと
られていない。ほかの機関の
情報を必要とする場合に、そ
の都度、情報のやり取りを行
う分散管理の方法がとられて
おり、マイナンバーが他人に
知られてもそのナンバーにひ
もづくあらゆる情報が一度に
漏えいするということはない。

問 一番目は取扱者の問題で
ある。情報管理の逸脱はどの
ようにして防がれるのか問う。

答 地方公務員法、宿毛市個
人情報保護条例のような複数
の罰則規定に加えて、府内の
情報セキュリティ研修等で
情報管理の逸脱を抑止してい
る。

東日本大震災から学 んだものについて



川田 栄子 議員

問 第三は部外者による情報
漏えいや侵入の問題である。
市役所の電算システムの防護
について問う。

答 危機に対して堤防が低か
つたなどではなく、誰かが助
ける対策を進めている。

について問う。

答 様々な脅威への対策は必
須となっているが、主にイン
ターネットやメールからの感
染が原因となる。宿毛市の電

算システムはインターネット
とは別の独立した回線を使用
しており、外部からの接続が
行えず、部外者が侵入できな
いようになっている。また、
部外者が悪意のあるソフトウ
エアを持ち込みしようとして
いる。また、多重のセキュリティを
用いて防がれることにより、対策を
展開することにより、対策を行
っている。

問 カードの有効期限やパス
ワードの書換えに関して問う。

答 その時期が来たら忘れる
ことの無いように案内を行っ
ていく。

問 未来の危機である南海ト
ラフの想定と対策を問う。

答 平成二十四年、内閣府公
表の最大規模新想定は、最大
震度は六強、海岸線での最大
津波高二十五mを想定、これ
による本市の建物被害想定は、
全壊及び消失が六千棟、半壊
一千七百棟、また地震発生一
日後には最大規模で避難者一
万四千人を想定し住民の命を
守る対策を進めている。

問 大震災から、自治体、住
民、共に危機に対する防災技
術には限界があることを理解
しておくべきでした。行政と
して危機を過去から学び、ど
の様な整理が成されたか。

けてくれるものと少なからず思つてきた私たちの内部の危機に対応できずに来たことも、大きな被害となつたとの指摘がある。住民の内部の危機への意識改革について見解を問う。

答 災害発生時に住民が協力しあう地域組織の活性化について支援する。

答 災害発生時に住民が協力しあう地域組織の活性化について支援する。

答 三百八十五名中六十四名、約十六%で十五地区において策定している。

問 災害弱者を生まない社会への一歩と考える教育が必要ではないか。

答 助ける人になるための教育も重要と考える。今後も成長過程に応じた防災教育に取組む。

書かない窓口業務について

問 東日本大震災から二年後、障害者差別解消法が成立。その後、災害対策基本法には災害弱者への配慮として市町村が避難行動要支援者名簿を作成する事を定めている。当市の状況を問う。

答 在宅で生活されている避難行動要支援者の方のうち本人の同意を得た三百八十五名の登録をしている。

答 多くの維持費を伴うこのシステム導入については県下では、先送りしている状況。コロナ交付金については生きていいく人たちの生活保障を優先するべきではないか。多くの維持費を伴うICT化の優先について問う。

問 令和三年の国会で個別避難計画策定は自治体の努力義務となり作成に努めなければならぬ等の規定が追加され、災害対策基本法が改正される方向。県下では二〇一九年三月時点での要支援者五万七千人弱となつており策定率は十一・九%である。当市の状況を問う。

委員会決議

今定例会に提案された議案第一号「令和二年度宿毛市一般会計補正予算」の予算決算常任委員会での審査に際し、山戸寛委員より、次のとおり附帯決議案が提出され、全会一致で可決されました。

○議案第一号に対する附帯決議

本議案中、第二款総務費、第一項総務管理費、二十五目新型コロナウイルス対策費、健康サロン施設設置事業の十節需要費「施設改修費十万円」、十三節使用料及び賃借料「施設借上料二十万円」、十七節備品購入費「トレーニング機器購入費百七十五万円」については、次の点に留意していく人の生活保障を優先するべきではないか。多くの維持費を伴うICT化の優先について問う。

一 健康器具等設置後の運営管理体制の確定を行うこと。
二 民間施設の借り上げと上記運営管理体制の経常費用の計画の確定を行うこと。

情

提出された陳情は、所管の委員会に付託され、審査の結果、次のとおり決定しました。

番号	件名	議決結果
第11号 書 「妊娠婦医療費助成制度創設」を求める陳情	不採択	

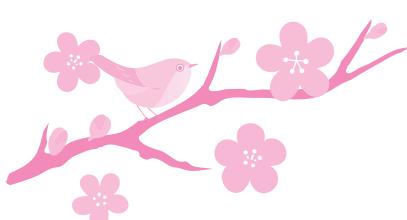
委員長の審査報告は、次の一とおりです。

本陳情は、周産期医療の充実には、早期発見、早期治療が求められるが、低出生体重児や早産、未受診のハイリスク出産が大きな課題となつて

いる現実があり、切れ目ない医療が提供されるためには、全国すべての自治体で実施されており、「乳幼児医療費助成制度」と同様の「妊娠婦医療費助成制度」が宿毛市において創設されること及び県内す

べての市町村で創設されるよう高知県に意見書の提出を求めるものです。

審査の過程で委員からは「制度的に悪い制度ではないので推進すればよい」との意見がある一方で、「国としても成育基本法の観点から様々な政策を立てている。今後、国



■ 第四回臨時会の概要 ■

議会報告会

高校生と意見交換

令和二年第四回臨時会が十一月二十六日に開催され、専決処分二件、人事議案二件、補正予算議案一件、条例議案一件が審議されました。

議案第一号及び第二号の専決処分は、小深浦高台造成工事に関する、工事の無効・違法確認を求める訴訟が高知地方裁判所に提起されたことから、訴訟代理権限を本市の顧問弁護士に委任するための予算及び学校給食センターの蒸気ボイラー並びに調理室用エアカーテンの故障による予算の承認を求めるもので、審議の結果、承認されました。

議案第三号及び第四号の人事議案は、現教育委員会委員の「山陸太一」氏及び「増田裕恵」氏が令和二年十一月三十日をもって任期満了となるので、「山陸太一」氏の再任及び新たに「山下量子」氏を任命しようとするものであり、審議の結果、同意されました。

議案第五号「令和二年度宿毛市一般会計補正予算」の主な内容は新型コロナウイルス感染症防止対策として、市民課窓口での密集・密接を避け、来庁者の滞在時間の短縮を図るため、「書かない窓口整備事業」として、一千七百二十七万円を補正するもので、審議の結果、可決されました。

議案第六号「宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の内容は令和二年人事院勧告に伴い職員の期末手当を前年度より〇・〇五カ月分引き下げる改定を行うもので、審議の結果、可決されました。



▼ 人 事 案 件 ▲

令和二年第四回臨時会において、次の人事議案を同意しました。

○ 議案第三号 教育委員会委員の任命

山 陸 太 一 (やまとく たいち) 氏 (再任)

○ 議案第四号 教育委員会委員の任命

山 下 量 子 (やました りょうこ) 氏 (新任)

宿毛市議会では、新型コロナウイルス感染症対策のため傍聴について、次のとおり取扱いを行っています。

○傍聴席の間隔を空けて着席していただくため、本会議

高校に出向き、現代社会の授業として二年生三千四人と宿毛市を魅力的なまちにするには」をテーマに意見交換を行いました。

五十分という短い時間ではありましたが、生徒からは、「映画館が欲しい」、「交通アクセスが悪い」などの意見を述べてくれました。

今回試行した参加者とテーマに沿った内容で意見交換するスタイルは、広聴機能の強化に向けて、今後の参考にしていきたいと思います。

○ 傍聴受付において、体温測定（非接触型体温計を使用）を実施します。

※検温の結果、三十七・五度以上の方は傍聴をご遠慮いただきます。

なお、宿毛市議会の本会議は、スワンテレビ並びにインターネット中継でご覧になることもできます。

感染防止の観点からも、ご活用をお願いいたします。

※今後の状況によっては、傍聴の取扱いが変わることもありますので、ご理解をお願いいたします。

議会傍聴における感染症対策について



各議員の議案等に対する意思表示の状況

賛否の分かれた案件等を記載しています。

議席	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	
氏名	今城 隆	堀 景	三木 健正	川田 栄子	川村 三千代	欠員	高倉 真弓	山上 庄一	山戸 寛	岡崎 利久	野々下 昌文	松浦 英夫	寺田 公一	濱田 陸紀	議決結果
案件	第4回定期会 陳情第11号														
第4回定期会 陳情第11号	○	×	×	○	×		×	×	×	×	議長	○	×	×	不採択
第4回臨時会 議案第4号	○	○	○	○	○		○	○	○	○	議長	×	○	○	可決
第4回臨時会 議案第5号	×	○	○	×	○		○	○	○	○	議長	○	○	○	可決

【○：賛成 ×：反対】

●議会用語Q & A

Q 議案の修正とは。

A 長又は議員若しくは委員会が提出した議案の内容を削除、減額、追加などにより変更することをいいます。議案の修正は、原案と独立して行われるものではなく、原案に付随して行われるものであるから、議案修正権の行使には本案の目的の範囲内においてその同一性を維持するという自らの限界があります。

修正の方法としては、本会議における修正と、委員会における修正とがあり、いずれもその案をそなえて修正案を提出しなければなりません。

長の事務執行の前提要件又は手続要件とされている議案、例えば人事案件、専決処分、契約、損害賠償の額などの議決は可否を決定するのみで、修正の権限はありません。



★会議録の閲覧を★

市議会だよりは紙面の都合で発言の一部しか掲載しておません。
詳しく述べて「会議録」を記載いたやう。

十一月定例会の会議録は二月上旬にでも予定です。

議会事務局、市立坂本図書館及び各支所並びに宿毛市

ジでご覧になります。
議会開会中は宿毛市のホームページとスワン
テレビで映像中継しています。
なお、ホームページでは過去の議会映像も配
信しています。



岡崎利久
山崎庄一
三木正隆
今城健
山城一正
戸窪寛

編集後記

寒中お見舞い申し上げます。昨年末には本市でも鳥インフルエンザが発生。その処理・除染にご尽力いただいた皆様方への感謝と共に、多大なる損害を被られた事業関係者各位の早急なる復旧をと深く願わないではいらっしゃません。

新型コロナウイルス第三波が荒れ狂うなか、小さな地方自治体が取りうる方策には限界があります。国・県の打ち出す方策、方向性を敏感に看取し、地域の特性を考慮しながら市民の生活レベルへと迅速に反映していく。議会は、「是は是非は非」としながらも執行部との綿密な連携のもと、この難局に取り組んでまいります。皆様方のご理解ご支援をお願い申し上げます。